

令和4年度第1回佐伯市景観デザイン審査会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月13日（月）10時00分から12時00分まで
- 2 開催場所 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所本庁舎6階第2委員会室
- 3 出席審査会委員
 - (1) 委員（5人）※欠席者なし
姫野由香（オンライン）、椎原華愛、浅利善然、岩佐礼子、桑門超
 - (2) 事務局職員職・氏名
建設部都市計画課（4人）
課長 三浦靖弘、総括主幹 大江定仁、主査 河野功寛、主事 武田和浩
- 4 傍聴人 一般（0人）、報道関係（0人）
- 5 役員及び議長選出
佐伯市景観条例施行規則（令和2年佐伯市規則第20号。以下「規則」という。）第31条の規定により準用される規則第30条第1項の規定により審査会委員の会長と副会長の選任を行う。
当該規定により委員の互選により選任するものとされているが、委員から立候補及び推薦がいずれもなかったことから、事務局から会長に桑門超委員に、副会長に岩佐礼子委員を選任することの提案があり、委員からの承認を受けた。
規則第31条の規定により準用される規則第30条第4項の規定により、桑門会長が議長となった。
- 6 議事録署名委員の選出
事務局から委員に諮り、議事録署名委員として浅利善然委員と椎原華愛委員を指名した。
- 7 会議の公開・非公開の決定
議事（1）の内容が個人及び法人の情報を含み、それらを公にすることにより個人及び法人の権利利益を害する恐れがあることから、佐伯市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条第2号に当たるものとして同要綱第4条第1項の規定により当該部分についての非公開を決定した。
- 8 議事
 - (1) 議事（1） 景観法第16条第1項第1号の規定による行為の届出に係る適合審査について
当該行為の届出に係る適合審査について事務局から説明を行い、計画建物形状の街並みとの調和について並びに敷地の通りに面した部分における街並みの連続性の形成についての2点が景観形成基準に適合するか協議がなされた。
第1点目の周囲と調和した建物形状の在り方について、片流れ屋根の是非、片流れの方向及び勾配並びに通りにからの見え方に関し、施主の意向及び

経済的負担も含めて議論がなされた。また、第2点目について、通りの連続性を保つために必要とされる間口に対する柵の幅の割合不足に対し、緑化等による代替案などの提案がなされた。

議論の結果、各委員からの意見を答申として次のとおり取りまとめた。

ア 街並みに調和した外観（景観形成基準項目：形態意匠）について

次の点に留意して、計画の実施がなされるべきである。

(ア) 建築物の主となる屋根について、勾配屋根の形状での計画（片流れの場合には、通りに面して屋根面が望見できるような勾配を取ることを条件とする。）を行うこと。

(イ) 屋根の前面部分に軒や庇を設け、周囲と調和した建物形状となるように努めること。

イ 連続性及び修景（景観形成基準項目：配置及び外構・緑化）について

街並みの連続性を保つには間口の5割を基本とするが、柵の周囲に緑化を追加し、通りからの見え方に配慮することで、総合的に形成基準を満たすものと判断する。

(2) 議事(2) 景観ガイドラインの策定について

事務局から、景観ガイドラインの策定について報告を行った。委員からは、特に意見はなかった。